

令別表第9に新たに定める表示義務及び通知義務
の対象となる化学物質等とその裾切値一覧

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%) (安衛則第30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第34 条の2関係)
アスファルト	8052-42-4	1%未満	0.1%未満
1-クロロ-2-プロパノール	127-00-4	1%未満	1%未満
2-クロロ-1-プロパノール	78-89-7	1%未満	1%未満
結晶質シリカ	14808-60-7 他	0.1%未満	0.1%未満
ジチオリン酸O, O-ジエチル-S- (ターシ ャリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)	13071-79-9	1%未満	0.1%未満
フェニルイソシアネート	103-71-9	1%未満	0.1%未満
2, 3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	431-03-8	1%未満	0.1%未満
ほう酸	10043-35-3	0.3%未満	0.1%未満
ポルトランドセメント	65997-15-1	1%未満	1%未満
2-メトキシ-2-メチルブタン (別名ターシ ャリーアミルメチルエーテル)	994-05-8	1%未満	0.1%未満
硫化カルボニル	463-58-1	1%未満	1%未満

※ 上記の CAS 番号は例示であり、上記に記載の無い CAS 番号が存在する場合もあること。